

クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、 長鎖 PFCA 等に係る措置(案)に関する意見募集を実施



化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律におけるクロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン並びに長鎖ペルフルオロカルボン酸(長鎖 PFCA)とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質に係る措置(案)について、2025 年 10 月 3 日から 2025 年 11 月 1 日までの間、意見募集が行われました。措置(案)の概要は以下の通りです。

・クロルピリホス、中鎖塩素化パラフィン、長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質に関し、次の(1)~(3)の措置を講じる

(1)第一種特定化学物質へ指定し、製造、輸入を原則禁止する

(2)次の製品で当該化学物質が使用されているものの輸入を禁止する

化学物質	輸入を禁止する製品
クロルピリホス	・ 木材用の防虫剤
中鎖塩素化パラフィン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 樹脂用の可塑剤 ・ 生地、樹脂又はゴムに防炎性を与えるための調製添加剤 ・ 潤滑油、切削油及び作動油 ・ 塗料 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ はつ水剤及び繊維保護剤
長鎖ペルフルオロカルボン酸(長鎖 PFCA)とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務用写真フィルム ・ 潤滑油 ・ 塗料 ・ はつ水剤及びはつ油剤 ・ 接着剤及びシーリング用の充填料 ・ 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤 ・ ワックス ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした生地 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした衣服 ・ はつ水性能又ははつ油性能を与えるための処理をした床敷物

(3)政令で指定された用途(エッセンシャルユース)を設けることなく使用を禁止する

・長鎖 PFCA とその塩及び長鎖 PFCA 関連物質を使用した消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤を取り扱う場合に、取扱い上の技術基準に従う

当社では、製品分析について豊富な経験や実績があります。詳しくは、当社製品分析担当者（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。

資料 [2025 年 10 月 3 日付 電子政府の総合窓口](#)

